

# 防災対策マニュアル

藤枝順心中学校・高等学校

## 1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発令された場合

状 況		生 徒 の 対 応
(1)南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合 ※従来の「東海地震に関する調査情報」が発令された場合と同じ状況	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として平常通りの登下校を行う。</li> <li>※ 在宅中は、原則として平常通り登校する。</li> </ul>
	在校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として平常授業。</li> </ul>
(2)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表された場合 ※従来の「東海地震に関する注意情報及び予知情報」が発令された場合と同じ状況	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として帰宅する。ただし、自宅が要避難地域にある場合等は、下記の「<b>在校中</b>」の場合と同じ。</li> <li>スクールバス乗車中は、バス会社の対応に従う。</li> <li>※ 在宅中は、解除になるまで休校とする。</li> </ul>
	在校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館に集合する。</li> <li>通学路の安全を確認の上、原則として帰宅する。ただし、<b>自宅が要避難地域にある生徒やスクールバス、JRの運行中断等により帰宅することが困難で、学校に待機した方が安全であると保護者があらかじめ判断している場合は、その発令が解除されるまで、原則として校内に待機し、帰宅しない。待機場所は、体育館1Fの格技場とする。</b></li> <li><b>解除後は、保護者に迎えに来てもらうことを原則とする。</b></li> <li>自転車通学のものは地区ごとまとめて帰宅する。</li> </ul>

## 2 藤枝市において震度5強以上の地震が発生した場合

状況	生 徒 の 対 応
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として帰宅する。ただし、自宅が要避難地域にある場合は、最寄りの避難所に避難する。※ 在宅中は、原則として登校しない。</li> <li>学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校に避難する。</li> <li>スクールバス乗車中は、バス会社の対応に従う。</li> <li>沿岸地域を自転車で通行中の場合は、直ちに高台か、指定避難ビルに避難する。</li> </ul>
在校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」等の指示、落下物等から身を守るなどの安全確保に努める。</li> <li>ゆれが収まったら、放送の指示に従い、運動場に集合する。</li> <li>校舎内の安全を確認した後、生徒をいったん教室に戻し、帰宅の準備をする。</li> <li>通学路の安全を確認の上、原則として帰宅する。</li> <li>自転車通学のものは地区ごとまとめて帰宅する。</li> <li>大津波警報または津波警報発令時等は、上記の<b>1の(2)の「在校中」の場合と同じ。</b></li> <li>生徒は必要に応じて、「災害用伝言ダイヤル171」等の活用を図る。</li> </ul>

### <スクールバスの対応>

地震発生時は、緊急停止、その後安全な場所に移動して、会社の指示を仰ぐ。会社との連絡が取れない場合は、乗務員の判断により安全確認が取れるまで、安全な場所で待機する。特に、海岸走行中に地震が発生した場合は、揺れが収まった後、高台へ移動する。所定の運行コースから外れて、安全確保に努める。

(吉田観光防災マニュアルより抜粋)

3 大津波警報または津波警報が発令された場合

登校前に発令	登校後に発令
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 午前 6 時の時点で発令されている場合は、午前 11 時まで自宅で待機する。</li> <li>• 午前 11 時の時点で警報が解除されていない場合は一日休校とする。</li> <li>• 午前 11 時の時点で警報が解除され、電車やスクールバス等が運行されている場合は、午後の授業に間に合うように安全に留意して登校する。 ただし、安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機し、状況を見て登校する。</li> <li>• スクールバスの運行状況は、一斉配信メールで連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通機関、道路情報の安全を確認した後、原則として下校させるが、自宅が要避難地域にある生徒やスクールバスの運行中断により帰宅することが困難で、学校に待機した方が安全であると保護者があらかじめ判断している場合は、その警報が解除されるまで、原則として校内に待機し、帰宅しない。待機場所は、体育館 1 F の格技場とする。</li> <li>• 解除後は、保護者への引き渡しを原則とする。</li> </ul>

※ 大津波警報や津波警報は県全体に発令される。

- ※ 大津波警報      高いところで 3 m 程度以上
- 津波警報      高いところで 2 m 程度
- 津波注意報    高いところで 0.5 m 程度